

介護保険料を変更します

問 高齢介護課介護保険係 ☎95-9889

4月より65歳以上の人の介護保険料が変わります。介護保険料の額は、介護サービスに必要な費用をまかなえるように3年ごとに見直されます。高齢者人口の増加と介護サービスの利用増加の見込みにより、令和3年度から3年間の基準となる月額、現行の4,860円から440円増えて5,300円になります。なお、第1段階から第3段階については、公費によって保険料が軽減されています。

段階区分	対象者	保険料率	保険料月額
第1段階	市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給の人、生活保護受給の人、市町村民税世帯非課税で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.20	1,060円
第2段階	市町村民税世帯非課税で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.40	2,120円
第3段階	市町村民税世帯非課税で第1段階、第2段階に該当しない人	基準額 ×0.65	3,445円
第4段階	市町村民税本人非課税で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.85	4,505円
第5段階	市町村民税本人非課税で第4段階に該当しない人	基準額	5,300円
第6段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	6,360円
第7段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額 ×1.30	6,890円
第8段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 ×1.50	7,950円
第9段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.70	9,010円
第10段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額 ×1.90	10,070円
第11段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額 ×2.00	10,600円
第12段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額 ×2.20	11,660円
第13段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額 ×2.40	12,720円

※合計所得金額については、平成30年度の税制改正によって影響が生じないように対応しています。